業務仕様書

1　業務名

旧東和高等学校校舎内一般・産業廃棄物等収集運搬業務及び処分業務

2　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

3　収集運搬及び処分を行う廃棄物等

次のとおり。ただし、数量は見込みであり、今後、増加又は減少する場合があること。

区分		予定概算数量	摘要
1　処分	産業廃棄物収集運搬処理業務		
	① 混合廃棄物Ｂ	8,000 kg	廃プラ・学生用机、椅子、木・金属、ピアノ等
	② 混合廃棄物	3,900 kg	塩ビ系含む
	③ 廃プラスチック類	２ 本	タイヤ
	④ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1,100 kg	
	⑤ 廃プラスチック類	1,700 kg	
	⑥ 金属くず	5,600 kg	
	⑦ 木くず	1,800 kg	
	⑧ 発泡スチロール	10 kg	
	⑨ 蛍光灯	10 kg	
	事業系一般廃棄物収集運搬処理業務		
	① 可燃ごみ	3,500 kg	木製天板・木くず等
	② 不燃ごみ	100 kg	
	リサイクル家電		処分・運搬・払込手数料含む
	① ブラウン管ＴＶ	４ 台	大
	② 冷蔵庫	１ 台	サンヨー　小
	③ エアコン	１ 台	ナショナル
	消火器	40 本	
２　ＦＦ式ストーブ撤去他	自販機用電力メータ撤去	１ 台	配線撤去費含
	電話主装置撤去	１ 台	離線費用含
	ＦＦ式ストーブ撤去・運搬	23 台	
	排気筒穴塞ぎ	26 箇所	撤去済み箇所×２/排気筒のみ撤去×１ 含
	雑材及び消耗品費	１ 式	
	諸経費	１ 式	
	エアコン取り外し	１ 式	穴塞ぎカバー含

３　高所作業他	ローリングタワー　８ｍ対応	１　式	コンパネ等含
	ローリングタワー　12ｍ対応	１　式	
	搬出・撤去作業	１　式	
４　収集運搬等経費	一般・産業廃棄物収集運搬車両	１　式	４ｔ想定
	マニフェスト	１　式	
	分別・搬出作業費	１　式	

4　業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督官庁が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。なお、本業務の遂行に当たっては、本業務仕様書のほか関係法令等を遵守すること。

5　収集運搬業務

（１）　業務の対象は、旧東和高等学校校舎内（花巻市東和町安俵３区１番）に存置する一般･産業廃棄物等であること（具体の場所等については、発注者が指示すること。）。

（２）　３の区分に掲げる廃棄物以外の廃棄物が確認された場合、受注者は、発注者に協議すること。

（３）　予定概算数量（入札の際に積算した収集運搬車両の数量を含む。）を超過する見込みとなった場合、受注者は、発注者に協議すること。

（４）　業務の実施に当たっては、受注者は、その数量を確認した上、業務実施報告書（別紙１）を作成し、発注者の確認を受けること。

6　処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、発注者は、当該業者と処分業務についての契約書を締結するものとする。

7　ＦＦ式ストーブ撤去他業務

設置しているＦＦ式ストーブ等を撤去し収集及び処分するものとする。なお、「１　処分」の予定概算数量には撤去するＦＦ式ストーブ等が含まれていること。

8　委託料

発注者が受託者に支払う委託料は、収集運搬から処分に至るまでの一切の経費であることから、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、その経費についても委託料に含まれること。

9　委託料の精算

収集運搬及び処分に要する経費は、契約単価に実数量を乗じた金額により精算するものであること。

10　事業完了の報告

（１）　受託者は、業務終了後、完了報告書（別紙２）を発注者に提出し、確認を受けること。

（２）　廃棄物処理法の規定に基づくマニフェストについては、ＪＷＮＥＴ電子マニフェストシステムを導入している受託者は、その都度、システムに登録し、発注者に報告すること。

なお、電子マニフェストシステムを導入していない受託者は、その都度、発注者に紙により提出すること。

11　その他

本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。